

○津和野町ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年5月20日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この要領は、津和野町広告料収入事業実施要綱(平成19年津和野町告示第61号。以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、本町のホームページ(以下「ホームページ」という。)に対する広告物の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、津和野町広告料収入事業広告掲載基準(以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲載に係るホームページ)

第3条 広告掲載を行うサイズ、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第4条 広告主等(要綱第4条第1項に規定する広告主等をいう。以下同じ。)の募集は、町長がホームページの管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定のうえ、町広報又は町ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告主等は、津和野町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、町長に申し込むものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第5条 広告主等は、広告物の原稿データ(テキスト広告の場合は、**html**プログラム)を基準及び別表に従って制作し、町長に提出するものとする。

2 広告物の原稿データの制作に係る経費は、広告主等が経費を負担するものとする。

(広告掲載の承諾)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告主等に津和野町ホームページ広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の承諾の取消し)

第7条 要綱第9条に規定する町長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が町長の定める日までに納付されないとき。
- (2) その他町長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主等は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、

この限りでない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

広告物の形式	掲載する広告物は、バナー広告又はテキスト広告とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、1ヶ月単位とする。なお、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。
サイズ等	掲載する広告物のサイズ、画像形式及び容量は、特に指定のない限り次に掲げる基準によるものとする。 (1)サイズ縦60ピクセル×横120ピクセル (2)画像形式GIF(アニメ不可)又はJPEG (3)容量4KB以内
掲載募集枠等	募集は、最大10枠とする。
広告掲載料	広告掲載料は、1枠1ヶ月あたり5,000円とする。なお、町長が必要と認める場合は、この限りではない。
禁止表現	次に掲げる表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は誤解を与えるおそれがあるため、掲載しない。 (1)「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」等のボタン (2)アラートマーク(注意を引くための矢印ボタン等) (3)ラジオボタン(意思表示をするために使うボタン) (4)テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの) (5)プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)
町の掲載情報との区別	次の表現を含む広告物は、閲覧者が町の掲載情報の一部であるかと混同するおそれがあるため、掲載しない。 (1)ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの (2)「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」等、町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が町の事業と誤解しやすいもの
色調	広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次に掲げる基準によるものとする。 (1)文字色と背景色のコントラストを考慮するととも

	<p>に、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(2)金銀色、蛍光色及びウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度及び明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこと。</p>
解像度	<p>広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。</p>
聴覚的方法の併用	<p>視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げ機能を付加するため、バナー説明用の文字データも準備すること。</p>
優先掲載順位	<p>広告の掲載は、公共性の高いもの、地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先掲載順位は次のとおりとする。</p> <p>(1)国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの 公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や地方公共団体と密接な関係を持って運営される公益法人等</p> <p>(2)私企業のうち公共性の高いもの 電力、運輸(鉄道、バス)、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業</p> <p>(3)町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者又は商店会などの連合体</p> <p>(4)その他町長が適当と認めるもの</p> <p>(5)同順位の中では掲載希望月数の多いものを優先する。</p> <p>(6)同順位の申込希望者が多数の場合は、抽選で決定する。</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

津和野町ホームページ広告掲載申込書

津和野町長 様

津和野町ホームページの広告掲載を次のとおり申し込みます。 (申込印不要)

広告申込者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者職氏名	

	業種				
	担当者	部署			
		氏名			
		TEL		FAX	
Eメール					

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告の内容	※ 広告原稿(図案等)を添付してください。
リンク先	※ リンク先を記入してください。
その他	申込みに当たっては、津和野町広告料収入事業実施要綱、津和野町広告料収入事業広告掲載基準及び津和野町ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守します。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

津和野町長

津和野町ホームページ広告掲載承諾(不承諾)決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

次のとおり広告掲載を承認します。

区分	ホームページ広告掲載料
広告の額	円

広告の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	--------------------